

暴力団等反社会的勢力排除規約

沼津地区ホテル暴力団排除対策協議会（以下「本協議会」とする）は、ホテル利用者の安全と快適な環境を保持し、ホテル業の健全な発展と明るい安全な地域社会の実現に寄与することを目的として、警察及び財団法人静岡県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」とする）並びに静岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属弁護士（以下「静岡県弁護士会民暴委員会沼津部会」とする）との緊密な連携により、下記のとおり暴力団等反社会的勢力排除規約を制定する。

利用契約締結の拒否

第1条 当本協議会会員ホテル（以下「会員ホテル」とする）は、お申込者またはお申し込みの宴会等のご主催者もしくはご出席予定者が以下の各号に該当する場合には、お申し込みには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合
- 2 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- 3 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- 4 会員ホテルの他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 5 会員ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

会員ホテルの契約解除権

第2条 会員ホテルは、利用者が次の事由に該当する場合、利用契約を解除するものとします。

- 1 暴力団等反社会的勢力
- 2 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- 3 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- 4 他のお客様や近隣地域に迷惑がかかるとホテル側が判断した場合
- 5 会員ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

※ 反社会的勢力とは

暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

沼津地区ホテル暴力団排除対策協議会